

7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和2年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	545,321		
都市計画事業（歳出）	1,323,529	545,321	41.2%
8款 土木費	1,174,761	484,026	41.2%
4項 都市計画費	1,174,761	484,026	41.2%
2目 土地区画整理費	98,118	40,427	41.2%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	50,000	20,601	41.2%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	19,636	8,090	41.2%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	28,482	11,735	41.2%
6目 公共下水道費	1,076,643	443,599	41.2%
下水道事業特別会計繰出金	1,076,643	443,599	41.2%
11款 公債費	148,768	61,295	41.2%
1項 公債費	148,768	61,295	41.2%
1目 元金	141,101	58,136	41.2%
市債償還元金（都市計画事業分）	141,101	58,136	41.2%
2目 利子	7,667	3,159	41.2%
市債償還利子（都市計画事業分）	7,667	3,159	41.2%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。